

令和8年第3回

君津市農業委員会議事録

令和8年3月3日（火）

令和8年第3回君津市農業委員会議事録

日 時 令和8年3月3日（火）午後2時から午後3時6分

場 所 君津市役所6階 災害対策室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎川正幸

- 議 事
- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 議事録署名委員の指名
- 日程第 3 議案第 1号から議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第10号から議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第15号 令和8年度標準農作業賃金及び機械作業料金について
- 日程第 6 報告第 1号から報告第 6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第 7号から報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

出席委員（12名）

1番	内海孝夫	2番	鮎川正幸
3番	水野徳子	4番	小笠原武男
5番	笹本幸恵	7番	石和田勉
8番	重田弘巳	9番	小泉春水
10番	齊藤昇	11番	重田忠男
13番	鈴木隆	14番	石井和美

欠席委員（2名）

6番	宇野真弘	12番	長谷川貢
----	------	-----	------

出席した職員

事務局長
事務局次長
主査
副主査

安田 禎則
永 鷲 一環
占部 和裕
古市 和也

◎開 会

(午後 2 時 0 0 分)

議 長 開会いたします。

ただいまの出席委員は12名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和 8 年 第 3 回君津市農業委員会の総会を開会し、会議を開きます。

なお、6 番、宇野真弘委員、12 番、長谷川貢委員から欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

◎会期の決定

議 長 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日 1 日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第 2、議事録署名委員の指名について、君津市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、私から指名いたします。

7 番、石和田勉委員、8 番、重田弘巳委員の 2 名にお願いします。

◎議案第 1 号ないし議案第 9 号

議 長 日程第 3、議案第 1 号ないし第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

まず、議案第 1 号ないし議案第 6 号まで、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号について説明いたします。

浜子地先の田 1 筆、面積 882 平方メートルを、売買により所有権移転をするものであります。

申請理由ですが、譲渡人は、相続を受けたが県外在住により管理できず、譲受人に譲渡する。譲受人は要望を受け取得し、経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は自作、借入れを含め、11 万 8, 000 平方メートル余の経営面積があります。

農機具はトラクター、コンバイン、田植え機等を所有しております。

農作業従事日数は2名で延べ450日と申告しており、資格等については問題ないと思われ
ます。

議案第2号について説明いたします。

貞元地先の田1筆、及び畑1筆合計面積1,385平方メートルを、売買により所有権移転を
するものであります。

申請理由ですが、譲渡人は高齢のため管理ができず、譲受人に譲渡する。譲受人は要望を
受け取得し、経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は1万4,000平方メートル余の経営面積があります。

農機具はトラクター、田植え機等を所有しています。

農作業従事日数は1名で延べ250日と申告しており、資格等については問題ないと思われ
ます。

議案第3号について説明いたします。

根本地先の田1筆、面積1,670平方メートルを売買により所有権移転をするものでありま
す。

申請理由ですが、譲渡人は体調不良により管理ができず、譲受人に譲渡する。譲受人は要
望を受け取得し、経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は2万4,000平方メートル余の経営面積があります。

農機具はトラクター、コンバイン、田植え機等を所有しています。

農作業従事日数は2名で延べ300日と申告しており、資格等については問題ないと思われ
ます。

議案第4号について説明いたします。

賀恵淵地先の田4筆、合計面積562平方メートルを無償譲渡により所有権移転をするもの
であります。

申請理由ですが、譲渡人は県外在住で管理ができず、譲受人に譲渡する。譲受人は自作地
に近いことから要望を受け取得し、経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は1万6,000平方メートル余の経営面積があります。

農機具はトラクター、コンバイン、田植え機等を所有しています。

農作業従事日数は4名で延べ650日と申告しており、資格等については問題ないと思われ
ます。

続きまして、議案第 5 号について説明いたします。

寺沢錯綜地地先の畑 2 筆合計面積411平方メートルを、売買により所有権移転をするものであります。

申請理由として、譲渡人は県外在住で維持管理が難しいため、譲渡したい。譲受人は、自家野菜の栽培を行いたく農地を探していたところ、適地の紹介を受けたので取得したいとするものです。

許可基準として、譲受人は、現在所有農地はありませんが、近くの畑を借りて野菜栽培を行っております。

農機具は、小型耕運機、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は 3 名で延べ530日と申告しており、取得面積から見て資格等については問題ないと思われま

す。議案第 6 号について説明いたします。

久留里地先の田 2 筆合計面積2,886平方メートルを、売買により所有権移転をするものであります。

申請理由ですが、譲渡人は相続で取得したが、離農する予定であり、隣接農地耕作者の譲受人に譲渡する。譲受人は自作地に近く、要望を受け取得し、経営規模の拡大を図るとしてあります。

許可基準として、譲受人は5,000平方メートル近くの経営面積があります。

農機具はトラクター、コンバイン、田植え機等を所有しています。

農作業従事日数は 2 名で延べ180日と申告しており、資格等については問題ないと思われ

ます。以上でございます。

議長 議案第 1 号ないし議案第 6 号までの事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第 1 号について、1 番、内海委員からお願いします。

内海委員 議案番号 1 を御説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明どおりです。3 条による所有権移転で、田 1 筆になります。

現地ですが、別冊 1 ページをお願いいたします。

小糸貞元線と市道 4 号幹線の交差点を左折し、川崎橋を渡り左折しまして、奥に500メー

ター入った奥になります。

2月18日、譲受人と現地を確認しました。圃場ですが、重機によりきれいに整備されておりました。周辺農地は申請人が耕作しており、隣地農地の影響はないと考えております。

譲渡人は県外に住んでおり、管理ができないということです。

特に問題ないと思われまます。よろしく願いいたします。

議長 続きまして、議案第2号につきましては私から報告いたします。

議案第2号について説明します。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は別冊2ページを御覧ください。

六手貞元線の中富方向に向かい、君津モータースクール前の交差点を過ぎ、右側が申請地になります。田んぼと畑があります。

2月25日に譲受人と現地確認を行いました。申請地の田んぼは草刈りがされており、管理された状態でした。畑のほうは草が生えておりましたが、畑として使用するというふうに言われておりました。

譲受人はすぐ隣のほうにも自分の土地があり、そのために購入を決めたということでした。

特に問題ないと思われまます。よろしく願いします。

続きまして、議案3号について、5番、笹本委員から願します。

笹本委員 5番、笹本です。

第3号議案について御報告します。

詳細につきましては、ただいま事務局から説明のあったとおりです。

場所ですが、別冊の3ページを御覧ください。

紙面右上にJASSとあります。前を通っているのが県道92号線です。JASSから左方向、君津方面へ300メートルくらい行ったところを左折し、200メートルくらい入ったところの右側に申請地があります。

申請地はきれいに管理されておりました。2月24日午後1時、譲受人とお会いし、現地確認と聞き取り調査をいたしました。譲渡人は体調があまり良くないことから規模を縮小したいと考え、これまで稲の刈り取り等を依頼していた譲受人に所有権を譲り渡したいと考え、今回のお話になりました。

特に問題はないと思われまます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案4号について、10番、齊藤委員からお願いします。

齊藤委員 10番、齊藤です。

4号議案について説明いたします。

詳細については事務局方より説明があったそのとおりでございます。

申請場所ですけれども、別冊の4ページを御覧ください。

この地図の中には載っていないのですが、JAみらいの直売所がある409号バイパスの前の道を山本方面、木更津方面に向かって500メートルほど行くと、西原交差点があります。その交差点を左に曲がりまして、300メートルぐらい行くと西原ライスセンターがあります。それを過ぎてまた左に行くと、この地図の中に載っている熊野神社、その前を通過して八幡屋商店があります。その先をまた左に、西のほうに向かって小櫃川が流れているのですが、そちらのほうに向かって400メートルほど行った、田んぼの中の田んぼという状況の場所です。

2月22日、受人の方と現地を確認し、状況確認をしてきました。受人の方はよく知っておる方でした。自分の作っている田んぼと隣接をしているということで、そして規模を拡大して農業をやるというような話でした。何年か前から借りて耕作をしているという状況でした。今回を機に所有権移転となったそうです。

そういう状況から、何ら問題はないかと思えます。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案5号について、11番、重田委員からお願いします。

重田委員 11番、重田です。

議案5番について説明をします。

詳細は事務局より説明があったとおりと思えます。

現地の説明は、別冊5ページを見ていただきたいと思えます。

県道長浦上総線、小櫃寺沢の信号を愛宕方面に向かい、700メートル先の左側です。現地確認は、2月24日に譲受人と現地確認、申請内容について確認いたしました。

申請地は農地として管理してありました。譲渡人は県外在住で維持管理も難しく、譲り渡したいということです。譲受人は、現在地元の畑を借りて野菜の栽培をしており、今回譲渡人から申出を受け、取得し、自家野菜の栽培を行いたいということです。所有権移転に特に問題ないと思えますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続きまして、議案第6号について、13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案番号第6番について御説明いたします。

申請内容、詳細につきましては事務局説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊6ページを御覧いただきたいと思えます。

国道410号沿いの久留里神社の先を右折しまして、300メートルほど行ったところをまた右折して、100メートルほど行ったところの道路の両側が申請地でございます。

2月19日に代理人と現地を確認、聞き取り調査を行いました。譲渡人は耕作を委託しておりましたけども、受託者のほうから耕作ができないと言われ、隣接地の耕作者である譲受人に売却し、離農することにしたとのことであります。譲受人は、自作地の隣接地でもあることから、農業経営規模を拡大するために取得するとのことであります。

特に問題はないと思われますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ただいま議案第1号ないし第6号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

次に、議案第7号及び議案第8号について、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第7号及び議案第8号については、譲受人同一のため一括にて説明いたします。

土地の所在は、戸崎地先の田6筆合計面積2,765平方メートルを、売買により所有権移転をするものです。

申請理由ですが、譲渡人は、離農または経営規模の縮小のため譲渡しようとするものです。譲受人は、譲渡人の要望に応え取得し、経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は現在所有・借り入れを含め、28万平方メートルを超える経営面積があります。

農機具はトラクター、コンバイン、田植え機等を所有しています。

農作業従事日数は3名で360日と申告しており、資格等については問題ないと思われま

す。

議長 議案第7号及び議案第8号について事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第7号及び議案第8号について、10番、齊藤委員からお願いします。

齊藤委員 議案番号7番、8番、続けて報告いたします。

詳細については、ただいま事務局方より説明があったそのとおりでございます。

申請場所ですけれども、ちょっとこの地図で分かりづらいかと思えます。JAの虹のホール、葬儀場です。それが左下にありますけれども、その葬儀場を下って行って、最初の三差路があ

ります。その三差路を左に曲がって200メートル行ってまた左に行って、道なりに行ったところが現地となります。

現地ですけれども、2月22日日曜日、受人の方と現地で会い、確認してきました。この7番、8番の現地水田、畔を挟んで隣接した状態でした。隣接されている水田を数年前から受人の方が借りて耕作をしているという状況でした。今回、7番、8番、渡人のほうから所有権移転の話が来たということで、この機に受人の方が所有権を有するということになったそうです。

受人の方は規模を拡大するというので、何ら問題はないかと思えます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議案第7号及び議案第8号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

次に、議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

なお、議案第9号につきましては、14番、石井和美委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

(14番 石井和美委員 退室)

事務局 では、議案第9号について説明いたします。

土地の所在は、高水地先の田1筆と畑1筆合計面積1,454平方メートルを、無償譲渡により所有権移転をするものです。

申請理由ですが、譲渡人は高齢で県外在住のため、維持管理が難しくなったことから贈与したい。譲受人は、譲渡人の要望に応え受贈し、経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は、7,000平方メートルを超える経営面積があります。

農機具はトラクター、耕運機、田植え機等を所有しています。

農作業従事日数は2名で200日と申告しており、資格等については問題ないと思われま

す。

議長 議案第9号について事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第9号について、13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案番号第9番について御説明いたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊の8ページをお開きください。

申請地ですが、この地図には載っていないのですが、議案第9号と書いた上のほうに国道465号の名殿の信号があります。その信号を大滝方面に向かいまして、1,300メートルほど行ったところを左折しまして、高水部落に入ります。また100メートルほどのところの左側となっております。

2月21日午前に、譲受人と現地の確認、聞き取り調査を行いました。現地は休耕地となっておりますが、草刈り等をしたり、管理されている状況です。譲渡人の方は相続により申請地を取得しましたが、遠方に居住していること、また高齢になり農地の管理が大変になってきたので、譲り渡すことにしたそうです。譲受人は、譲渡人の要望に応えること、自宅に近くてまた耕作に便利な農地であることから、農業経営の規模を拡大したいため、この土地を取得するとのことでした。

特に問題はないと思われま

すので、よろしくお願

いいたします。

議長 ただいま議案第9号について事務局説明及び現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願

います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

ここで石井委員の入室を認めます。

(14番 石井和美委員 入室)

◎議案第10号ないし議案第14号

議長 日程第4、議案第10号ないし議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号について御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

常代地先の畑1筆面積28平方メートルと田1筆面積1,127平方メートルを、所有権移転により太陽光発電設備へ転用します。

申請地は、都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル168枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで埋立て等を行いません。

用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。雑排水はありません。

工事については、近隣住民に対して常に注意を払い、地域住民の生活に支障が出ないようにします。

隣接農地の営農に影響のないよう、境界にフェンスを設置します。

日照・通風の妨げになるような工作物は設置しないので、営農には問題ありません。

続きまして、議案第11号について御説明いたします。

糸川地先の畑1筆面積1,223平方メートルを、所有権移転により太陽光発電設備へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル168枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで埋立て等を行いません。

用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。雑排水はありません。

工事については、近隣住民に対して常に注意を払い、地域住民の生活に支障が出ないようにします。

隣接農地の営農に影響のないよう、境界にフェンスを設置します。

日照・通風の妨げになるような工作物は設置しないので、営農には問題ありません。

議案第12号ないし議案第13号については、譲渡人が同一ですので一括して御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

蔵玉地先の田3筆を、所有権移転により太陽光発電設備へ転用します。

面積1,664平方メートルの田に太陽光パネル210枚、177平方メートル及び773平方メートルの田2筆に太陽光パネル180枚を設置したいとのことです。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。雑排水はありません。

工事については、近隣住民に対して常に注意を払い、地域住民の生活に支障が出ないようにします。

隣接農地の営農に不自由がないよう配慮し、通行できるようにフェンスを設置します。

日照・通風の妨げになるような工作物は設置しないので、営農には問題ありません。

議案第14号について御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

藤林地先の畑1筆面積809平方メートルを、所有権移転により太陽光発電設備へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第3種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル180枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで埋立て等を行いません。

用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。雑排水はありません。

工事については、近隣住民に対して常に注意を払い、地域住民の生活に支障が出ないようにします。

隣接農地の営農に影響のないよう、境界にフェンスを設置します。

日照・通風の妨げになるような工作物は設置しないので、営農には問題ありません。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第10号について、1番、内海委員からお願いします。

内海委員 議案番号10の御説明をいたします。

申請内容につきましては、事務局の説明どおりです。

第5条による所有権移転で、太陽光発電施設の転用です。

現地ですが、別冊9ページになります。

国道127号線、常代信号を小糸方面に向かいまして300メートルほど入り、左折して道なりに進みまして、沢尻橋を渡り、右折した左側になります。

2月19日、代理人と現地を確認しました。申請地はかなり草がありましたけれども、整備をすれば回復する状態でした。周辺農地の影響ですけど、特に問題ないという返事をいただきました。土地所有者は相続で取得したのですが、耕作できない状態が続いたということでございます。

特に問題ないと思われまます。御審議のほどお願いします。

議長 続きまして、議案第11号について、5番、笹本委員からお願いします。

笹本委員 5番、笹本です。

第11号議案について御報告します。

詳細につきましては、ただいま事務局から説明のあったとおりです。

場所ですが、別冊10ページを御覧ください。

紙面の真ん中あたりにコンビニエンスストアがあります。前を通っているのは県道92号線です。そのコンビニエンスストアの斜め前にある道路を、400メートルくらい上ったところの右側を50メートルくらい入ったところに申請地があります。

申請地は栗や桑の大木がありましたが、その他の雑木や細かい竹などはきれいに伐採されていました。譲渡人、譲受人の双方から同一の代理人に委任状が出ていましたので、その代理人の方に連絡をとり、2月20日に現地確認と聞き取り調査をいたしました。

譲渡人は管理が困難であり、耕作放棄地となっていました。隣地はほぼ太陽光発電となっていますが、畑を経営されている方もいらっしゃいます。隣地の承諾も得ているということなので、特に問題はないと思われまます。

また、この場所は埋蔵文化財包蔵地となっているため、工事の施工する際は、教育委員会職員の立会いを必ずお願いするようにお伝えしました。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 続きまして、議案第12号及び議案第13号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番、石井です。

議案番号12、13号につきましては、先ほど事務局から説明あったとおり、渡人、受人が同一でございますので、一括して説明させていただきます。

申請地につきましては、別冊の11ページを御覧いただきたいと思います。

国道465号名殿の信号を大多喜方面に向かいまして、4.5キロメートルほど進むと釜生自治会館、さらに釜生橋を渡り、100メートルぐらい行きましたら左側の坂道を上っていただくと、古い民家と新しい民家、新旧2棟ありますが、現在はいずれも居住しておりません。その前の田んぼになります。3筆になります。

2月20日に代理人の方と現地確認をいたしました。手入れ等はあまりされていないのですが、平坦地でございますので、草刈りをすればすぐきれいになると思います。また、隣接農地につきましても、平坦地はこれだけの場所のような感じのところ、ほかに迷惑かかるようなところはありません。

したがって、特に問題はないと思われまますので、御審議のほどよろしく願いいたします。
以上です。

議長 続きまして、議案第14号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番、石井です。

議案番号14番につきましては、現地の説明をさせていただきます。

申請内容につきましては、事務局で説明があったとおりでございます。

また、申請地につきましては、別冊の12ページを御覧いただきたいと思います。

これも国道465号、名殿の信号を大多喜方面に向かって2キロぐらい進みますと、亀山ダムに架かる橋、藤林大橋の信号がございます。これを左に亀山駅方面に向かい、100メートルぐらい道なりに進んだ左側が申請地ということになります。

2月20日に代理人の方と現地確認をいたしました。ここは、草刈り等はされてきれいになっていました。譲渡人は市外に居住されて管理できないとのことで、所有権移転となります。近隣等につきましても特に問題はないと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ただいま議案第10号ないし第14号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第15号

議長 続きまして、日程第5、議案第15号 令和8年度標準農業作業賃金及び機械作業

料金についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 ここで議案書を訂正させてください。

議案書7ページを御覧ください。

議案番号の記載がありませんでした。申し訳ございません。議案第15号を追記してください。議案第15号の表記がなかったということです。すみません。

議案第15号の令和8年度標準農業作業賃金及び機械作業料金についてを御説明いたします。

標準農作業賃金及び機械作業料金を設定することは、農作業受委託を円滑に推進する上で必要かつ重要であります。本市では、千葉県農業会議が県内から集約したデータを基に作成しております令和8年度標準農作業賃金及び機械作業料金を参考に設定しております。こちらは毎年広報等に記載しまして、市内農家の皆様にお知らせをしているものになります。

前年度まで設定する金額の積算をお示ししておりましたが、基になる千葉県農業会議の標準農作業料金におきまして省略されたことから、同様に省略しております。

備考欄には、令和7年度のデータを記載させていただいています。比較しますと、全ての作業収入において金額が上昇しております。これは、機械代の高騰及び最低賃金の上昇によるものになります。

議案書のとおり事務局案を提示いたしましたので、よろしく御審議ください。

以上です。

議長 ただいま議案第15号について事務局の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

齊藤委員。

齊藤委員 ちょっと細かいところを聞くようでありますけども、田植え、植付けのみ、10アール当たり1万100円となっております。この植付けのみというのは、田んぼの地主の方が田植えを頼んで、その苗を運ぶ運搬代金というのは、これは地主が持つべき、持ってきてもらうのが前提ですか。

事務局 やるのは本当に植付けの作業だけになります。したがって、苗の運ぶのは施主さんのほうにお任せする話だと。乗用機械を持ってきて植え付けますよと。当然その苗は施主さんがお持ちですし、側条施肥が付いているのだとか苗箱消毒なんかは、当然施主さんが持っていていただく、そういう内容です。

齊藤委員 もし植付け及び苗の運搬までやったとしたら、運搬代というのは別途料金で請求してもいいということですか。

事務局 そうですね、それは施主さんとの御相談で決めていただいて結構だと思います。

齊藤委員 じゃ、あらかじめ1枚につき運送代金が幾らとは、ここにはうたわれないということ。

事務局 はい、そうですね。それは含まれていないということです。

齊藤委員 じゃ、あくまでも施主さんと。

事務局 協議の上決めていただくと。

齊藤委員 はい、分かりました。

議 長 ほかに御質問、御意見ありますか。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

◎報告第1号ないし報告第13号

議 長 日程第6、報告第1号ないし第13号について。

報告第1号ないし第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第7号ないし第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第13号について質問、意見等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、報告第1号ないし第13号を終わります。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和8年第3回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和8年第4回農業委員会総会は、令和8年4月3日金曜日に市役所5階小会議室にて、午後2時から開催する予定でありますので、よろしく申し上げます。

(午後3時6分)